

## 地域公共交通計画の策定等について

### 計画の策定と協議会の進め方（案）

- ・今回提示する計画（素案）について、本協議会で議論した後、市議会への報告を経て市民等に広く意見を募るパブリック・コメントを実施
- ・パブリック・コメントの結果等を踏まえ、2021（令和3）年度中に計画を策定し、計画を実行する（計画期間：2021～2030年）
- ・協議会は、計画策定後も年1～2回程度開催し、進捗管理指標に基づく計画の評価・分析（PDCA）や、専門部会における検討内容について協議する予定
- ・協議会では、維持可能な公共交通ネットワークの実現に向けて、地域公共交通利便増進事業等の検討を継続して進め、必要に応じて実施計画の策定を行う予定
- ・また、コロナ禍による公共交通への影響が危惧されることから、持続的な交通ネットワークの維持およびサービスの確保に向けた議論を行う予定

表 計画策定スケジュール（案）

年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)		2021 (R3) ~			
法改正			●	●				
			公布 6/3	施行 11/27				
方針	→		地域公共交通網形成計画（素案）作成	法改正に伴う見直し	地域公共交通計画（素案）作成	パブリックコメント	地域公共交通計画 公表	地域公共交通計画 公表
区域	→					募集	結果公表・意見反映	計画実行・評価分析
目標	→							
事業・主体	→							
評価	→							
期間	→							
協議会	○ ○ ○	○ 7/8 ○ 10/24	○ 7/1	○ 10/30	○ ○ 書面 3/22		○	○
バス部会	☆設置 ○ ○	○ 5/30 ○ 9/20 ○ 1/31		○ 9/23		○	○	○
東西交通部会		設置☆○ 9/25 ○ 2/27			○ 書面	○		○